

# ここが変わります 市民税・県民税

## 所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった方は、引き続き市・県民税から控除されます。

平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった場合は、翌年度の市・県民税から控除できます。

市・県民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。(前年に申告された方も申告が必要です。)平成20年分は平成21年3月16日(月)までが提出期限です。

市・県民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をしない方	源泉徴収票を添付して市へ提出
所得税の確定申告をする方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

## 税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置について

平成19年度、平成20年度の市・県民税が両方とも出雲市で課税となり、減額措置の対象と思われる方には6月に「平成19年度分市民税・県民税減額申告書」をお送りしています。

申告期限は7月31日まででしたが、事情により申告されなかった方の受付を行っていますので、早めに申告をお願いします。

## オンラインでらくらく



○平成20年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書をあわせて送信した場合、所得税額から最高5,000円が控除されます。ただし、平成19年分まで本控除を受けた方は受けられません。

○医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票などの一定の第三者作成書類の添付が省略できます。ただし、確定申告期限から3年間の保存は必要です。

## 平成20年分の申告準備はお早めに

(所得税の確定申告と市・県民税の申告)  
申告期間:平成21年2月16日(月)～3月16日(月)

### 申告に向けて準備するもの

- 給与所得の方は「源泉徴収票」
- 公的年金等の所得の方は「源泉徴収票」
- 簡易保険、生命保険等の満期金や個人年金の支払証明書
- 事業・不動産所得は「固定資産税の課税明細書」や「領収書」
- 医療費控除については病院などの「領収書」
- 生命保険料・地震保険料証明書、国民年金等の控除証明書
- ※社会保険料控除については、介護保険料・後期高齢保険料・国民健康保険の支払明細を1月下旬に送る予定です。

申告会場や日程などについては、1月の「広報いすも」などでお知らせします。

### ●おたすね/出雲税務署(☎21-0440)

ご用件先の番号を選択してください。

- ・国税に関する一般的なご相談は「1」を選択。電話相談センターへつながります。
- ・税務署からの照会やおたすね、または職員にご相談の方は「2」を選択。税務署へつながります。

### ●市・県民税についてのおたすね

市民税課 ☎21-6770	多伎支所市民福祉課 ☎86-3116
☎21-6523	湖陵支所市民福祉課 ☎43-1214
平田支所市民生活課 ☎63-5552	大社支所市民生活課 ☎53-3115
佐田支所市民福祉課 ☎84-0115	

## 寄附金税制が大幅に拡充されました

これまでの寄附金控除(基本控除)が改正され、また、寄附先が都道府県・市区町村の場合には基本控除に加え、特例控除(新設)も適用することとなりました。

1. 控除方式が所得控除方式から税額控除方式となりました。
2. これまでの控除対象となる寄附先に加え、所得税の寄附金控除の対象となっているものの中から市、県の条例で指定する寄附先も対象となります。なお、出雲市が条例で指定する寄附先は、現在検討中です。
3. 改正後の控除額計算方法

基本控除	(下記の①と②のいずれか少ない額-5千円)×10%(市6%、県4%) ①寄附金の額 ②総所得金額等の合計額の30%
特例控除	(都道府県・市区町村に対する寄附金の額-5千円)×(90%-寄附者に適用される所得税率) *ただし、個人住民税所得割額の10%を限度とする。

所得税および市・県民税の寄附金控除を受けるためには、申告を行っていただく必要があります。申告の手続きには、寄附の際に寄附先が発行する領収書等「証明書」の添付が必要となります。

## 公的年金からの特別徴収制度が導入されます

平成21年10月から市・県民税の公的年金からの特別徴収制度が導入されます。市・県民税のうち公的年金所得に係る税額が、公的年金から天引きされます。

### 対象者

老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上の方で、公的年金所得に係る市・県民税の課税がある方のうち当該年金の年額が18万円以上である方。

### 対象税額

公的年金等の所得に係る所得割額および均等割額。

※給与所得、事業所得など年金以外の所得に係る税額は別途納付することになります。

### 特別徴収の対象税額と徴収方法

【平成21年度または新たに対象者となった年度】

特別徴収を開始する平成21年度や新たに特別徴収対象者となった年度は上半期に普通徴収、下半期に特別徴収を実施します。

6月(1期)	8月(2期)	10月	12月	2月
普通徴収		特別徴収		
対象税額の1/4	〃	対象税額の1/6	〃	〃

【平成22年度以降で前年度から継続して年金特別徴収する年度】

1. 上半期の年金支給月(4月、6月、8月)ごとに、前年度の下半期の特別徴収税額の3分の1を仮徴収します。(前年度2月の引き去り額と同額です。)
2. 下半期の年金支給月(10月、12月、2月)ごとに、対象税額から当該年度の上半期の特別徴収額を控除した額の3分の1を本徴収します。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		
前年度2月の引き去り額	〃	〃	対象税額から仮徴収分を差し引いた金額を3回に分けて徴収します。		